

開業支援資金（特別枠）のご案内

北九州市では、新たに事業を開始しようとする下記の女性や若者、シニア等の対象者に、さらに低利とする特別枠を設け、事業立ち上げ時の資金繰りを支援します。



【制度の概要】

融資対象者	<p>(1) 新たに事業を開始しようとする事業を営んでいなかった女性、申込時点で35歳未満若しくは55歳以上の男性又は市外からの転入者で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす方</p> <p>ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方</p> <p>イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方</p> <p>ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>※「認定特定創業支援等事業を受け、市区町村の証明を得た者」「事業資金の1/2以上の自己資金を有し開業する者」は、上記ア～ウの適用はありません。</p> <p>(2) 事業を営んでいなかった個人で、新たに雇用の創出（パートも可）を伴う事業又は市の認定等を受けた事業を開始する方</p> <p>(3) 個人又は会社で創業して5年未満の方のうち、代表者が女性、35歳未満若しくは55歳以上の男性、市外からの転入者、市内での雇用創出者又は市の認定等を受けた方</p> <p>(4) 法人成企業で個人創業から5年未満の方のうち、代表者が女性、35歳未満若しくは55歳以上の男性、市外からの転入者、市内での雇用創出者又は市の認定等を受けた方</p>
融資限度額	3,500万円以内
融資期間	10年以内（据置期間1年または2年以内を含む。）
融資利率	1.10%
信用保証料	<p>0.00%（開業支援資金の利用が初めての場合）</p> <p>0.36%～1.38%（2回目以降の場合）</p> <p>※上記保証料率に0.2%上乗せの場合、法人の代表者を保証人としなくても可能</p>
責任共有制度	原則として対象外（一部対象）
担保	原則として不要
保証人	必要に応じて法人は代表者、個人事業主は不要
返済方法	一括償還又は分割償還
申込受付先	<p>○取扱金融機関14行（福岡県信用保証協会北九州支所の業務区域内の本支店）</p> <p>みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、大分銀行、福岡中央銀行、西京銀行、豊和銀行、福岡ひびき信用金庫、遠賀信用金庫、商工組合中央金庫</p> <p>○北九州商工会議所</p> <p>本所、サービスセンター</p>
認定申請先 問合せ先	<p>北九州市産業経済局中小企業振興課</p> <p>戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F</p> <p>TEL 093-873-1433</p>

※裏面記載の融資対象事業について、市の認定、承認等を受けた方が本資金を利用される場合は、融資申込前に中小企業振興課にて市の認定を受けることが必要です。

「開業支援資金（特別枠）」令和7年度融資対象事業一覧

市の事業

事業所管局・課(連絡先)		市が指定する事業
産業経済局	サービス産業政策課 (TEL：582-2050)	商店街空き店舗活用事業（うち新規開業）
		（仮称）繁華街向けの新規出店・業態転換支援 （うち新規開業）
	スタートアップ推進課 (TEL：582-2590)	企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業
		北九州テレワークセンター管理運営事業